一宮市身体障害者用自動車改造費助成金
を申請される方へ

〇対象者

身体障害者手帳の交付を受け、道路交通法第９１条に規定する**「免許の条件」を付された方**で、**過去５年間にこの助成を受けていない方。**

〇対象改造

免許の条件に合致した改造。例：左アクセル、手動アクセル・ブレーキ等。就労・通院・通学等に伴い**本人が所有(※)する車**で、**本人の運転に係る改造**に限る。

※自己の所有する車両である事が確認できる書類の写しの所有者欄が本人であること。

〇所得制限

申請する月の属する年の前年分（申請する月が１月から６月までの場合は、前々年分）の所得税の課税所得金額が、当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない方。（本人・配偶者・扶養義務者）

〇助成額

改造に要する経費。（**10 万円を限度**とする。超過分は自己負担。）

〇申請手順

改造完了後の申請、開始後の申請は、一切認められません。

申請後、改造内容や金額が変更になった場合は、再度申請が必要です。

① **改造着工前に**、窓口で申請
　※申請時の持ち物は裏面参照
② 支給決定の可否を本人へ通知
③ 支給決定通知を受け取り後、改造依頼・改造開始
④ 改造完了届等を窓口に提出
　※完了届への添付書類は裏面参照
⑤ 本人の指定口座に助成金を振込

（裏面へ続く）

R6.6

○申請に必要なもの

・身体障害者用自動車改造費申請書（様式第１号）
・改造の箇所及び経費を明記した見積書
　※事業者印があるもの
　※見積書を発行する業者は、完了時に必要な領収書の業者と同一としてください。
・自動車運転免許証の写し（「免許の条件」の記載があるもの）
・身体障害者手帳
・窓口に手続きに来られる方の本人確認書類

○完了届に必要なもの

・改造完了届（様式第４号）（施工業者による改造完了証明を受ける）
・施工業者の領収書の写し
　※領収書を発行する業者は、見積書の業者と同一としてください。
　※新車等で車代と改造代が合算されている場合は、改造分としての金額をただし書き等で追記してください。
・自己の所有する車両である事が確認できる書類の写し（電子車検証・自動車登録記録事項等）
・支給決定通知書の写し

○申請窓口

一宮市役所障害福祉課（本庁舎 2 階 25 番窓口）

問合せ先　一宮市役所障害福祉課（本庁舎 2 階 25 番窓口）
ＴＥＬ　０５８６－２８－９０１７
ＦＡＸ　０５８６－７３－９１２４